

米川の 水かぶり

YONEKAWA
MIZUKABURI

祝

ユネスコ
無形文化遺産
登録決定

来訪神

仮面・仮装の神々

平成30年11月29日



奇祭

KISAI

ユネスコ無形文化遺産

米川の水かぶり

宮城県登米市

開催日 毎年2月の初午

宮城県登米市東和町米川の五日町地区に古くから伝わる火伏せ行事で、毎年2月の初午に行われます。地区の男だけが水かぶりの姿になり行事に参加できます。男達は、裸体の腰と肩に藁で作った「しめなわ」を巻き、「あたま」と「わか」を頭から被り、足に草鞋を履き、顔に火の神様の印である竈の煤を塗ります。この水かぶり装束を身に着け、男達は神様の使いに化身します。水かぶりの一団は大慈寺の秋葉山大権現と諏訪森大慈寺跡に祈願した後、奇声を上げながら町に繰り出し家々の前に用意された水を屋根にかけ、町中の火伏せをします。人々は男達が身に付けた「しめなわ」の藁を抜き取り、自家の火伏せのお守りにします。水かぶりの一団とは別に、鐘を鳴らす墨染僧衣のひよっこ(火男)と天秤桿に手桶を担いだおかめが、家々を訪れご祝儀を頂きます。

「ユネスコ無形文化遺産」とは

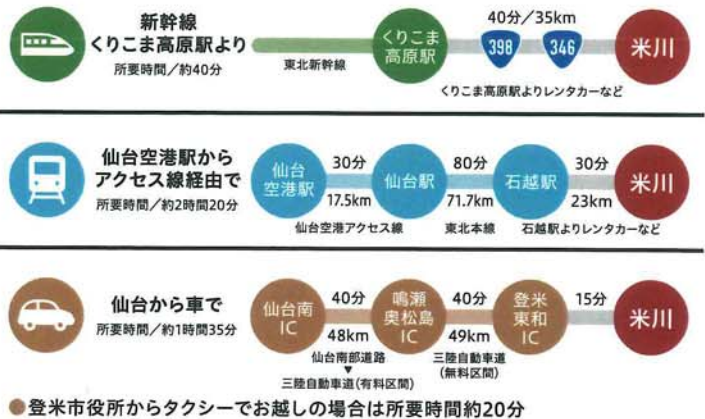
国連教育科学文化機関(ユネスコ)の無形文化遺産保護条約に基づき、人から人へと継承される芸能や儀式及び祭礼行事などを対象に登録されます。条約締結国からの提案書をユネスコの政府間委員会が設置する評価機関が事前審査し、政府間委員会に対して審査結果を報告します。この報告を踏まえ、政府間委員会が登録の可否を決定します。日本からの登録は、「来訪神行事：仮面・仮装の神々」で22件です。

「来訪神行事」とは

仮面や被り物、泥などをまとった異形の姿をした者が「来訪神」となり、正月などの年の節目となる日に家々を訪れ、怠け者を戒めたり、家や人々に幸せや福をもたらしたりする行事で、各地域において受け継がれています。全国の重要無形民俗文化財に指定されている10行事をグループ化して提案し、平成30年11月29日付けで登録が決定しました。



Access



動画コンテンツが
スマホで楽しめます。

再生にはスマホアプリが必要です。

- ①アプリをダウンロード。
- ②アプリを起動するとカメラ画面になります。
- ③右記のARマーカーを写すと動画が流れます。



ダウンロード無料 **AR Reader**

「App Store」「Google Play」から、「AR Reader」を検索し、アプリをインストールしてください。



お問合せ

登米市教育委員会教育部文化財文化振興室

TEL:0220-34-2332